

## 平成21年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成21年6月9日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第6号 平成20年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第7号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第8号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第9号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第10号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第9 報告第11号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第10 報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第11 報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第12 報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
- 日程第13 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 議案第37号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第38号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第39号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第40号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第41号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第19 議案第42号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第43号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 発議第10号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（19名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	臼井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義

12番 若原敏郎  
15番 上谷政明  
17番 大西徳三郎  
19番 高橋秀和  
21番 鵜飼静雄

14番 後藤壽太郎  
16番 大熊和久子  
18番 戸部弘  
20番 遠山利美

---

欠席議員（1名）

13番 瀬川治男

---

欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	吉村太志		

---

### 開会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまから平成21年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号4番 白井悦子君と5番 高田文一君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間とし、6月10日から15日までと6月18日から25日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間とし、6月10日から15日までと6月18日から25日までを休会とすることに決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、私が出席しました会議につきまして報告をいたします。

6月1日、平成21年第2回本巢消防事務組合議会臨時会が本巢消防事務組合会議室で開催されましたので報告いたします。

付議事件といたしましては、屈折はしご付消防車の売買契約の締結について、契約の金額は9,030万円であります。

2番目に、化学消防ポンプ自動車の売買契約の締結について、契約の金額は3,879万7,500円であります。

3番目に高規格救急自動車の売買契約の締結について、契約の金額は2,929万5,000円であります。

以上の議案審議があり、それぞれ原案のとおり承認されました。

以上で報告を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、本巢市におきます新型インフルエンザ対策につきまして御報告を申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、ことし3月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、私市長を本部長として、部局長以上で構成いたします対策本部及び関係課長により健康危機管理部会を組織し、新型インフルエンザの発生に備えてきたところでございます。

今回、新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染が確認され、世界保健機関がフェーズ4を宣言した4月28日には、行動計画に基づき、「本巢市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、情報収集や、海外発生時の対応について協議いたしますとともに、4月30日に市内4地域の保健センターに相談窓口を設置し、5月の連休中におきましても本巢保健センターに夜間8時まで相談窓口を開設し、対応してまいりました。

その後、2回の対策本部会議及び健康危機管理部会を開催し、各課における行動マニュアル及び業務対応マニュアルを作成いたしましたほか、国内発生の第2段階となった5月16日以降には、新型インフルエンザの予防方法や、その対策につきまして全職員を対象とした研修会を開催するとともに、県内及び市内発生時に備えて職員にサージカルマスクを配付いたしましたほか、市民に対しましては、市ホームページや広報、チラシにより新型インフルエンザ予防対策について周知をしているところでございます。

また、小・中学校の修学旅行につきましては、国内発生地域を考慮しながら、保護者説明会を開催し、延期または旅行先の変更などの対応をしてまいりました。

今後につきましては、国及び県の対応方針を基本としながら、地域の実情に応じた弾力的な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、本巢市地域公共交通の取り組みにつきまして御報告を申し上げます。

本巢市の地域公共交通につきましては、ことし1月に策定いたしました「本巢市地域公共交通総合連携計画」に基づき実証実験を開始したところでございますので、その概要について御報告を申し上げます。

もとバスにつきましては、6月1日から糸貫線及び真正線として運行ルートを抜本的に改め、各路線とも約45分で一周できるルートとし、1日10便に増便して、買い物や通院などに対する利便性の向上を図りました。

さらに7月1日からは、もとバスと樽見鉄道を乗り継ぐ場合や、もとバス間を乗り継ぐ場合、もとバス料金を無料にいたしますほか、70歳以上の高齢者につきましても無料としてまいります。

次に、行政福祉バスの「ササユリ」につきましては、樽見鉄道との接続や買い物への利便性を向上させるため、6月1日にダイヤ改正をいたしましたほか、一部区間におきましては、停留所以外でも乗りおりできるフリー乗降区間を設定いたしました。

こうした取り組みにつきまして市民の皆様へ周知するため、6月をもとバスの無料試乗キャンペーン期間といたしましたほか、ガイドブックやポスター、チラシを作成し、配布いたしましたところでございます。

今後、各種の実証実験結果を踏まえながら、市民の皆様がより利用しやすい公共交通体系を整備してまいりたいと考えております。

最後に、定額給付金及び子育て応援特別手当について御報告を申し上げます。

本巢市の定額給付金等につきましては、各庁舎に特別窓口を開設し、4月6日から申請書の受け付けを開始し、第1回の支給を4月30日に実施いたしました。

6月1日までに定額給付金を支給した件数は、対象総数1万1,868件のうち1万832件で91.27%、支給総額は5億1,916万円となっております。

また、子育て応援特別手当につきましては、支給した件数は対象総数548件のうち499件、91.06%、支給総額は1,879万2,000円となっております。

最終受け付けは、受け付け開始から6カ月の10月6日までとなっております。これ以降につきましては申請ができないことから、未申請の方々に今後も市広報等を通じて申請手続の周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第6号から日程第7 報告第9号まで（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第4、報告第6号 平成20年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第7、報告第9号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第6号 平成20年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、定額給付金給付事業、根尾分庁舎耐震補強等事業、子育て応援特別手当交付事業、西部連絡道路整備事業、須合橋新設改良事業、消防ポンプ自動車購入事業、根尾文化センター耐震補強等事業、林業災害復旧事業の各予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでござい

ます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、報告第7号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、本巢地区配水管布設替事業、外山簡易水道整備事業、木知原簡易水道整備事業の各予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第8号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、金原・鍋原地区農業集落排水事業予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

次に、報告第9号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、本巢地区処理施設整備事業の予算を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

以上、報告第7号から9号までの詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。  
議長（後藤壽太郎君）

報告第6号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、報告第6号に係る補足説明をさせていただきます。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書についてございまして、去る3月の定例会におきまして補正予算第6号において8事業の繰越明許費の設定について審議をいただき、御承認をいただいたものでございます。

第1点目、款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、定額給付金給付事業として5億7,404万7,000円の設定をさせていただきます。一部事務費を執行し、年度内の給付が困難となった5億6,587万3,000円を繰り越したものでございます。

第2点目は、同じく款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、根尾分庁舎耐震補強等事業でございまして、6,288万2,000円の設定でありまして、年度内の完了が困難となったため、同額を繰り越しさせていただいたものでございます。

第3点目、款3 民生費、項2 児童福祉費、事業名、子育て応援特別手当交付事業でございまして、2,759万8,000円の設定でありまして、定額給付金事業とあわせて交付をさせていただいておりまして、一部事務費を執行し、年度内が困難となった交付金2,193万5,000円を繰り越しさせていただい

たものでございます。

続きまして、4点目でございます。款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、西部連絡道路整備事業でございます。曾井中島地区の3工事が対象でございます。1億6,701万2,000円の設定をさせていただきまして、年度内の完了が困難となりました1億2,916万4,000円を繰り越しさせていただいたものでございます。

5点目、款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、須合橋新設改良事業といたしまして3,797万9,000円の設定をさせていただき、掘削土の搬出先の調整により不測の時間を要したということで、年度内の完了が困難となり、同額を繰り越したものでございます。

6点目、款9消防費、項1消防費でございます。事業名は消防ポンプ自動車購入事業1,675万8,000円の設定をさせていただき、年度内の完了が困難となったものを同額繰り越したものでございます。

7点目は款10教育費、項5社会教育費、事業名、根尾文化センター耐震補強等事業でございます。根尾分庁舎の耐震補強等事業と一体的に工事を進めておりまして、7,963万8,000円の設定をさせていただき、年度内完了が困難となりました同額を繰り越したものでございます。

8点目は款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費でございます。事業名といたしまして林業災害復旧事業、大井能郷線の1,153万円の設定をさせていただきまして、地権者との調整に不測の時間を要したということで、年度内完了が困難となりました799万円を繰り越したものでございます。

財源内訳につきましては、記述のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げまして、補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第6号 平成20年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

報告第7号から報告第9号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山尊司君。

上下水道部長（杉山尊司君）

それでは、報告第7号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の補足説明をさせていただきます。

4ページでございます。こちらにつきましても3月議会で承認をいただいたものでございます。

事業名でございますが、配水管布設がえ事業で翌年度繰越額7,820万5,000円の繰り越しでございます。施工場所につきましては、法林寺、向道、金原、鍋原でございます。繰り越し理由といたしましては、関連事業、公共下水道、農業集落排水事業、道路改良舗装等、同時施工するために繰り越しをしたものでございます。財源といたしましては、諸収入として5,198万4,000円、これは水道管の移設補償でございます。一般財源として2,622万1,000円でございます。

次に同じ施設整備費でございますが、外山簡易水道整備事業でございます。繰越額として1,811

万8,000円の繰り越しでございます。施工場所は川内地内でございます。事業内容は、川内の水源地の築造工事と場内整備でございます。繰り越し理由といたしましては、交通規制等、地元調整に時間を要したために繰り越すものでございます。財源といたしましては、国庫支出金400万円、県支出金50万円、地方債1,200万円、一般財源161万8,000円でございます。

次に、木知原簡易水道整備事業で8,056万9,000円の繰り越しでございます。事業内容は、送水管、配水管の布設でございます。施工場所につきましては木知原地内でございます。繰り越し理由でございますが、主要幹線道路に配水管を布設していくため、交通規制等、地元調整に時間を要したために繰り越すものでございます。財源といたしましては、国庫支出金2,200万円、県支出金275万円、地方債5,100万円、一般財源481万9,000円でございます。

続きまして、報告第8号 平成20年度本巣市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の補足説明をさせていただきます。

6ページの方でございます。

事業名でございますが、金原・鍋原地区農業集落排水事業、繰越額は3,873万3,000円でございます。事業内容でございますが、管路布設工事でございます。施工場所につきましては、金原・鍋原地区でございます。繰り越し理由は、関連事業、水道管の布設でございますが、同時施工するために繰り越したものでございます。繰り越し財源といたしましては、県支出金1,262万5,000円、地方債1,290万円、一般財源1,320万8,000円でございます。一般財源は、主に水道管の移設補償費でございます。

続きまして、報告第9号 平成20年度本巣市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の補足説明をさせていただきます。

8ページをお開き願います。

事業名でございます。本巣市地区処理施設整備事業で、繰越額1億928万4,000円でございます。事業内容は、管路布設工事でございます。施工場所、法林寺、向道、川西地内でございます。繰り越し理由でございますが、関連事業、こちらにつきましても水道管の布設工事と同時施工するために繰り越しをしたものでございます。繰り越し財源といたしまして、国庫支出金3,050万円、地方債3,470万円、一般財源4,408万4,000円でございます。一般財源は、主に水道管の移設補償費でございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第7号 平成20年度本巣市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第8号 平成20年度本巣市農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第9号 平成20年度本巣市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

日程第8 報告第10号から日程第12 報告第14号まで（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第8、報告第10号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてから日程第12、

報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたしません。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第10号 本巣市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第11号 財団法人織部の里もとの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告5件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定によるものでございまして、一括して報告させていただきます。

報告5件は、各事業者の経営状況を説明する書類として、平成20年度事業報告及び決算並びに平成21年度事業計画及び予算について提出し、報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、第10号は企画部長から、第11号から第14号までは産業建設部長から御説明を申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第10号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、報告第10号 本巣市土地開発公社の経営状況の説明をさせていただきます。

議案書の9ページの次から説明書類がついてございますので、まず20年度の土地開発公社事業報告及び決算書の1ページをお開きください。

1の概況、総括事項、土地造成事業関係でございますが、まず屋井の工業用地の造成工事でございますが、御存じのとおり、談合情報があったわけでございますが、そういった事実はなかったということで事業を進めまして、A B工区の造成工事につきましては12月に、C D工区の造成工事につきましては2月に、それぞれ完成をし、3月にぬくもりの里におきまして竣工式を実施いたしました。

それから、確定測量委託業務の契約につきましては、21年度までの債務負担として締結をしております。

それから、日当トンネルから搬出されました掘削土の中にヒ素が混入しておったということにつきましては、県が8月までに搬出を完了いたしました。

それから、許認可の手の関係につきましては、2ページの一番下に表にしてございますとおり、道路法、あるいは河川法、それぞれの許認可の手続を行いまして、それぞれ許可をいただいております。

それから分譲促進関係につきましては、4月から企業立地の募集を開始しまして、パンフレット等を県の企業誘致課、金融関係、不動産業者等に配布をいたしました。

また、本巣市土地開発公社土地造成事業用地の分譲促進に関する要綱を制定いたしまして、新東昭不動産株式会社との間で「土地造成事業用地に対する企業情報提供等業務に関する協定書」を締結いたしております。

また、新聞の広告掲載、あるいは企業フェアでのPR、企業訪問等を実施いたしております。

それでは、3ページをお開きください。

20年度に行いました業務でございますが、1番としまして公有地の取得事業、これは実績で680万円ほどございますが、これはモレラ北の土地の除草等の管理費と、それから支払利息でございます。

それから、2番目の屋井工業団地造成事業につきましては、20年度に行いました4工区の造成工事費と、それから補償費につきましては、柿の立木補償、あるいは諸経費につきましては、派遣職員の人件費、あるいは測量業務の委託料、こういったもの、それから支払利息、合わせまして9億2,000万円ほどでございます。

それから、3点目の保有土地の賃貸事業につきましては2,800万円ほどございますが、これはモレラ北の土地の貸付収入でございます。

それから、4ページの3の会計でございますが、まず1の長期借入金の概況でございます。これにつきましては、飛びまして14ページをお開きください。14ページに長期借入金の明細表がございます。現在、岐阜信用金庫、西濃信用金庫、ぎふ農業協同組合の3社から借り入れを行っております。当期増加高ということで9億1,560万8,422円を20年度に借り入れをしまして、期末残高は、現在32億4,424万5,599円となっております。

4ページへ戻っていただきまして、保有土地の明細でございます。土地開発公社には二つ保有しております。上段は屋井の工業団地分でございます。20年度までに一番右の評価額と書いてありますとおり、26億1,487万4,812円を使いまして事業を行っております。

それから下の段につきましては、モレラ北の土地でございます。これは昨年までに7億3,359万6,462円という評価額になっております。それぞれ12ページと13ページにこれの明細が載っております。用地費に幾ら、工事に幾ら、補償に幾ら、そういった明細がございますので、また後ほど見せておいていただきたいと思います。

続きまして5ページ、6ページは決算報告でございますので、業務の内容と重複しますので省略させていただきます。7ページをお開きください。

7ページにつきましては公社の損益計算書でございます。

1の事業収益につきましては、先ほど御説明しましたモレラ北の土地の貸付収入2,800万円ほどでございます。

それから、3番の販売費及び一般管理費450万円ほどは、理事、あるいは臨時職員の人件費、消耗品等でございます。

それから事業外収益につきましては、受取利息と雑収益20万円につきましては、屋井工業団地の竣工式のときに4JVから祝儀としていただきました20万円でございます。

それで、事業収益から一般管理費を差し引きまして事業外収益を足しますと、当期純利益につきましては2,400万5,080円ということになっております。

それから8ページの貸借対照表でございますが、資産の部でございます。まず、一番上の現金預金でございますが、これにつきましては16ページを見ていただきますと、現在の預金残高がございます。ぎふ農協と、それから西信の2社に普通預金と定期、それぞれ出ておまして、資本金の500万円を含めまして5,716万4,821円ということで、資本金を除きますと、8ページの一番上の流動資産、現金預金5,216万4,821円ということでございます。それから、3番の公有用地につきましてはモレラ北の土地の評価額、それから5番の開発中の土地につきましては、屋井工業団地の評価額でございます。資本金の500万円を合わせますと、資本の合計が34億563万6,095円ということになっております。

負債の部の主なものにつきましては、4番の長期借入金でございまして、先ほど説明しました期末残高32億4,424万5,599円となっております。

資本の部につきましては、資本金の500万円と準備金としまして前期からの繰越準備金が1億3,200万円ほどと、それから当期純利益、先ほど7ページで説明しました2,400万円ほどでございまして、負債の部と資本の部を合計しますと34億563万6,095円ということでございます。

9ページ以降につきましては、附属書類、あるいは明細表になっておりますので、見ておいていただきたいと思っております。

続きまして、監査意見書の次のページから21年度の公社の事業計画と予算になっておりますので、1ページを見ていただきますと、21年度の公社の事業計画、今年度四つの事業を予定しております。

一つ目は公有地取得事業ということで、モレラ北の土地の管理と、それから支払利息でございます。

それから、2番目の屋井工業団地の造成事業につきましては、造成工事が終了しましたので、今年度は確測の委託料と登記手数料、それから支払利息でございます。

それから、3番目の屋井工業団地の造成土地の分譲ということで、今年度は2区画を分譲する予定にしております。これは第1と第5区画を販売すると8億2,601万6,000円になるということで、1区画と5区画につきましては坪数に直しますと9,952坪でございまして、今現在、坪8万3,000円の売り出し価格でございますので、それを掛けますと8億2,000万円ほどということになります。

それから、4点目の附帯等の事業でございますが、保有土地の賃貸事業ということで、これはモレラ北の貸し付けの収入でございます。

それから2ページは予算でございますが、収益的収入と支出でございまして、まず収入につきましては土地造成事業の収益ということで、先ほど言いました屋井の第1と第5区画の分譲収益8億2,000万円ほどでございまして、それからその下の2,800万円ほどにつきましては、モレラ北の土地の貸付収入でございます。

それから支出の主なものにつきましては、土地造成事業原価ということで7億1,300万円ほどございますが、これは第1と第5区画の造成しました事業原価でございます。

それから、販売費及び一般管理費の1,600万円の中にはその分譲が成功しますと成功報酬が出ますが、その販売価格の1%を計上しております。

以上が主なものでございます。

それから資本的収入及び支出につきましては3条でございます、3ページを見ていただきますと、その資本的収入につきましては、長期借入金の10億4,700万円ほどでございます。それから支出につきましては、主なものにつきましては土地造成事業費の3,800万円、この中には確測の委託料、分筆登記の手数料等が入っております。

それから長期借入金の償還金につきましては、これは元金の償還が出てまいりますので17億円ほど予定をいたしております。

そうしますと、この資本的収入及び支出の収入が不足をしますので、2ページへ戻っていただきまして、その不足分につきましては、2ページの下括弧書きの中でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億2,186万2,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金7億1,309万円、これは第1、第5区画の事業原価と、それから準備金の中から877万2,000円を補てんするという計画でございます。

3ページの下の方の第5条を見ていただきますと、今年度は10億4,760万8,000円を限度額として借り入れる予定でございますが、これにつきましては、第1・第5区画が販売できない場合につきましては、もう少しふえてくるということで、今後、補正予算もお願いすることになるというふうに考えております。

あとは明細でございますし、それから10ページ以降につきましては、20年度、あるいは21年度の損益計算書と貸借対照表でございますが、これは決算前の数字でございますので若干数字が決算のときとは変わっております。予算を立てるときの数字でございますので、参考にしていただければというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第10号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

報告第11号から報告第14号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、報告第11号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんください。

法人の概況として、設立年月日、寄附行為に定める目的、寄附行為に定める事業内容、所管官庁

に関する事項、役員等に関する事項が記載されております。

2ページになりますが、職員に関する事項を記載してあります。

3ページとなりますが、事業の状況としまして、野菜栽培講習会を4回実施されております。

4ページのイベントの開催につきましては、秋の収穫祭を開催し、推定1万4,000人ほどの来場者があったということでした。

5ページとなりますが、温泉活性化イベントとして、うすずみ温泉と連携して名所の祭典を2回開催し、その他、マイカー点検政治推進運動実施イベント等が行われております。

6ページからは理事会、評議員会の開催状況が記載されております。

7ページをごらんください。

収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして御説明をさせていただきます。

20年度の欄でございますが、前期繰越収支差額548万1,000円に当期収支差額マイナス155万3,000円を加えまして、次期繰越収支差額は392万8,000円となっております。

資産合計につきましては1億8,493万3,000円となっております、負債合計4,411万9,000円を差し引きまして、正味財産は1億4,081万4,000円となっております。

8ページから9ページは、部門別の売り上げ月計表と月別の利用者数のそれぞれの前年度の比較が記載されております。

次に、10ページから36ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、財産目録、収支計算書、収支計算書に対する注記、監査報告書となっております。

37ページ以降につきましては、平成21年度の事業計画書並びに収支予算書でありまして、予算総額は1億5,116万9,000円とし、地域の産業振興を図りながら、都市と山村との交流を促進し、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献する方針となっております。

以上、財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について補足説明させていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページから6ページにつきましては、うすずみ温泉を取り巻く状況、それに対する主な取り組みが記載されております。上半期の原油価格の高騰、下半期の米国に端を発した金融恐慌等の要因により大変厳しい状況となっております。来場者の減少が著しく、温泉館、ホテル館、陶芸工房、総務管理部門について主な取り組みを記載しておりますが、収支改善のため、多様な取り組みが行われております。

10ページ中段の収支及び正味財産の増減の状況並びに財産の状態の推移につきまして説明をさせていただきます。

20年度の欄でございますが、前期繰越収支差額マイナス63万2,000円に当期収支差額マイナス388万2,000円を加えまして、次期繰越収支差額はマイナス451万4,000円となっております。

資産合計につきましては6,696万1,000円となっております、負債合計1,896万2,000円を差し引

きまして正味財産は4,799万8,000円となりまして、前年度の対比は593万7,000円の減額となっております。これにつきましては、職員の協力のもと、各分野で経費の削減に取り組み、全体で2,266万4,000円の支出を削減したことにより、20年度の単年度収支はマイナス388万2,000円となります。平成19年度のマイナス532万7,000円、これにつきましては借入金の未返済分の500万円を加算したものでございますが、この数字と比較しますと、20年度は約150万円収支が改善されております。

10ページの後段から11ページは役職員の異動を、12ページはイベントの開催状況が記載されております。

13ページから21ページまでは決算報告でありまして、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書となっております。

22ページから33ページまでは平成21年度の事業計画書並びに収支予算書であります。昨年の7月からは収支の状況の把握、分析、施設運営の改善、サービスの向上、経費の節減などの方策を検討するため、毎月、運営会議を開催するとともに、地域振興アドバイザー派遣事業によって経営改善、誘客、観光の専門家の指導を受けてられました。また、施設運営、経営収支3ヵ年計画を策定し、四季に出会える滞在型温泉施設、うすずみ温泉、四季彩館を事業運営の基本方針に、平成21年度を初年度として取り組むこととし、収入・支出それぞれ2億5,001万3,000円の予算とし、根尾地域の観光の振興と地域の発展に貢献する方針となっております。

以上、財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをごらんください。

20年度の年間延べ利用者数は1万5,814人、当期の収入合計は5,180万381円、当期収支の差額につきましては124万905円の黒字となっております。

2ページから4ページが年間のイベント、広報・支援事業、講習会の参加、ホームページのアクセス件数等の対比の活動内容となっております。

5ページから6ページにつきましては、理事会、評議員会の開催状況及び役員等に関する事項が記載されております。

7ページをごらんください。収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。20年度の欄をごらんください。前期繰越収支差額1,996万5,712円に当期収支差額124万905円を加えまして、次期繰越収支差額は2,120万6,617円となっております。

資産合計につきましては7,668万5,088円となっております。負債合計227万5,643円を差し引きまして、正味財産は7,440万9,445円となっております。

8ページにつきましては、事業収入及び利用者の状況が記載されております。

9ページから17ページまでは決算報告でありまして、先ほど7ページで説明をさせていただきました詳細につきましては、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録、計算書類の注

記、監査報告書となっております。

18ページから22ページまでは平成21年度の事業計画並びに収支予算書について記載されております。

事業計画におきましては、オートキャンプサイトの年間稼働率目標を10%とし、イベント事業の推進及び閑散期の利用促進、新公益法人制度への対応を重点目標に定め、収入・支出それぞれ5,250万円の予算とし、魅力ある施設として年間イベントを企画・実行することを初め、節約に努め、よりよい施設管理体制を築き上げる方針となっております。

以上、財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第14号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをごらんください。

営業の経過及び成果でございますが、世界的な大不況、原材料の高騰、温泉エリアの集客力の低下などの厳しい状況におきまして、「新しい価値を創造し、最高の特産品とサービスによりお客様に喜びと感動を与え続けます」というビジョンのもと、根尾産ニンニクの加工食品づくりに取り組み、新商品を開発されております。

当期の業績につきましては、売上高6,395万円、営業利益につきましてはマイナス104万8,000円、営業外収益につきましては214万1,000円でございます。当期の純利益は74万7,000円で、当期末の利益剰余金は682万6,000円となっております。

3ページから4ページは、会社の概況、取締役及び監査役名、売り上げ分析が記載されております。

5ページは取締役会、株主総会の開催内容でございます。

6ページから12ページは決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告書となっております。

6ページの貸借対照表をごらんいただきますと、資産合計は2,593万5,324円で、負債合計につきましては910万8,910円、純資産合計は1,682万6,414円であります。

13ページ以降につきましては、平成21年度の事業計画書並びに収支予算書につきまして記載されております。

13ページの事業指針及び経営指針では、特産品づくりを通して農林産業の振興、商業及び観光産業の活性化、活力あるまちづくりを推進し、お客様重点主義で顧客満足度100%を目標に掲げられております。

15ページでございますが、今後の対策として特産品の研究開発、商品化、労務管理、販売戦略、コストの削減に取り組む方針となっております。

19ページとなりますが、収支の予算については6,900万円となっております。

以上、株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

報告第11号 財団法人織部の里もとの経営状況を説明する書類について、報告第12号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第13号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第14号 株式会社うずすみ特産の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。この時計で10時40分まで休憩をします。

午前10時14分 休憩

午前10時40分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第13 議案第36号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第13、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員8人のうち河村泰子氏の任期が平成21年9月30日付で任期満了となるため、後任委員の候補者を推薦するに当たり、引き続き本巣市北野261番地1の河村泰子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14 議案第37号から日程第17 議案第40号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第14、議案第37号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第40号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第37号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校評議員、幼稚園評議員、幼児園評議員の報酬を近隣市町と同様に無報酬にするのに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第38号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年4月1日付、行政組織変更により「根尾総合支所総務課」を「根尾総合支所総務産業課」に改めたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第39号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

都市公園法第2条の2の規定に基づき、都市公園として新たに田鶴公園を設置したことにより改正するものでございます。

次に、議案第40号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巣地区法林寺の一部区域を供用開始するために改正するものでございます。以上でございます。  
議長（後藤壽太郎君）

議案第37号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第38号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第39号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

議案第40号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第41号（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（後藤壽太郎君）

日程第18、議案第41号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

議案第41号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

もとす広域連合による療育医療施設幼児療育センターの建設に伴い、路線を廃止し認定する必要があるため、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第41号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、議案第41号 市道路線の廃止及び認定についての補足説明をさせていただきます。

今回、廃止をさせていただく路線につきましては6路線、延長につきましては496.4メートルでございます。認定する路線としましては3路線、路線の延長合計につきましては334メートルでございます。

この認定・廃止する路線の説明につきましては、議案説明資料の方の8ページに記載させていただきましたので、よろしくお願いたします。

また、これに係ります図面につきましては、9ページ、10ページに提出させていただきましたので、よろしくお願したいと思っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

文字どおりこの認定・廃止については異論はないんですが、これを議論する段階の資料として、これは山田産業建設部長の問題ではないだろうというふうに思うんですが、この療育センターの建設計画がどういった概要かということについては、広域連合に出席してみえる議員の方はそれぞれ議論されてみえるだろうと思うんですが、この市道の廃止・認定をするに当たって療育センターの建設計画見取り図、それによる出入り口等の問題等を見た中での議論があっただけというふうに私は考えますが、私の記憶では療育センターのこの施設内の概要説明というのとはなかったよう

に記憶しています。その点についてどういう見解か、お伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長。

産業建設部長（山田英昭君）

療育医療施設幼児療育センターの関係に伴いまして、建物の建設につきましてはその担当課で行いますが、道路整備につきましては建設課でということこちらで進めておりまして、この建物に関連しまして、こういった幅員にしたらいいのかと、そのような件に関しましても、結果を受けましてうちの方で担当させていただいております。私の方のお答えとしてはそのようなふうに述べさせていただきますので、お願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの答えを事務局長に求めます。

議会事務局長（河合重光君）

先ほどの件の平面図、立面図等というようなことにつきまして、一応私の方にはあります。それをちょっと確認していただきまして、そして配付させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

19番（高橋秀和君）

結構です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第42号及び日程第20 議案第43号（上程・説明）

議長（後藤壽太郎君）

日程第19、議案第42号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてと日程第20、議

案第43号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

まず、議案第42号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ571万円を減額するものでございます。

歳入につきましては、投票人名簿システム構築交付金177万2,000円、安藤文庫寄附金200万円、辺地債280万円を増額し、土地開発公社派遣職員負担金1,473万5,000円を減額するものが主な内容でございます。

歳出につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等及び共済費等の改正が主な内容でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げます。

次に、議案第43号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、内容を一部変更するものでございます。

歳入につきましては、金原・鍋原地区農業集落排水事業に係る起債区分の組み替えによる変更でございます。

歳出につきましては、真正地区処理施設管理費168万円の増額、予備費164万6,000円の減額が主な内容でございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第42号と議案第43号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び上下水道部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第42号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第43号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

日程第21 発議第10号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第21、発議第10号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第10号について、提出者の説明を求めます。

提出者、19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となりました発議第10号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年6月9日提出。提出者、高橋秀和、賛成者、本巣市議会議員 浅野英彦、同じく戸部弘、同じく若原敏郎、同じく黒田芳弘でございます。

提案理由といたしまして、本巣市議会議員定数条例が改正され次の一般選挙から議員定数が18人になることに伴い、各常任委員会の委員定数を7人から6人に改める必要がある。また、「会計課の所管に属する事項」を所管する委員会を明確にするため、総務企画委員会の所管事項に加えるというものであります。

お手元に配られております条例改正の概要の11ページと12ページにその新旧対照表が記載してございます。

現行と改正案を見開きいただきまして、第2条の総務企画委員会の委員の人数を6人とすると。その総務企画委員会の根尾総合支所の次の項目にアンダーラインが引いてありますが、会計課の所管に属する事項を加えさせていただくと。文教福祉委員会のところを6人、産業建設委員会を6人ということでございます。

めくっていただきまして、12ページの附則に、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するというものでございます。

よろしく御審議を賜り、適切な御判断をいただきたいというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第10号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第10号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。

発議第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第10号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第22 議員派遣について

議長（後藤壽太郎君）

日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、本巣市議会会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

#### 散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

あす6月10日から15日までは休会とし、6月16日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので、御参集いただきます。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してありますので、念のため各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は6月18日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は6月19日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は6月23日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

